

軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資利子補給金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資制度要綱（令和2年4月10日施行。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき利子補給金（以下「補給金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(補給金の額等)

第2条 補給金の額は、要綱第9条第2項に定める額を基準とし、緊急資金融資貸付額の毎年支払う利子について、その100分の62.5以内の金額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項に定める補給金の支給期間は、借入した日から起算して2年以内とする。

(補給金の交付申請及び決定)

第3条 補給金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に当該年度において貸付けを受けた緊急資金融資に係る利子を支払ったこと又は支払予定を証する書類を添えて、当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、補給金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第4条 前条第2項の規定による補給金の交付の決定及び補給金額の確定を受けた者は、速やかに新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資利子補給金請求書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補給金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補給金を支給するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 1 日から施行する。